

令和 8 年度 健康福祉委員会資料

1 令和 8 年第 3 回定例会提出予定議案の説明

(2) 議案第 115 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

資料 1 議案第 115 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

資料 2 新旧対照表

令和 8 年 8 月 2 7 日

健 康 福 祉 局

(保健医療政策部 保健医療政策課)

議案第 115 号 川崎市葬祭条例の一部を改正する条例の制定について

火葬料、斎場使用料等を改定するため改正するもの

1 改正内容

使用料の改定

種 別		現 行		改定後	
		市内居住者	市外居住者	市内居住者	市外居住者
火葬料（年齢区分に応じて）		2,250 円 ～ 6,750 円	15,000 円 ～ 60,000 円	2,470 円 ～ 7,420 円	15,000 円 ～ 60,000 円
休憩室使用料 （休憩室人数区分 に応じて）	かわさき南部斎苑	2,400 円 ～ 6,000 円	7,200 円 ～ 18,000 円	2,640 円 ～ 6,600 円	7,920 円 ～ 19,800 円
	かわさき北部斎苑	3,000 円 ～ 6,000 円	9,000 円 ～ 18,000 円	3,300 円 ～ 6,600 円	9,900 円 ～ 19,800 円
斎場使用料 （斎場人数区分 に応じて）	かわさき南部斎苑	22,500 円 ～90,000 円	67,500 円 ～270,000 円	24,750 円 ～99,000 円	74,250 円 ～297,000 円
	かわさき北部斎苑	11,250 円 ～90,000 円	33,750 円～270,000 円	12,370 円 ～99,000 円	37,120 円 ～297,000 円

2 施行期日

令和 9 年 4 月 1 日から施行

川崎市葬祭条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後										改正前									
○川崎市葬祭条例										○川崎市葬祭条例									
昭和27年 9 月 22日 条例第33号										昭和27年 9 月 22日 条例第33号									
別表（第 6 条関係）										別表（第 6 条関係）									
種別				金額		付記				種別				金額		付記			
				市内居住者	市外居住者									市内居住者	市外居住者				
火葬料 1 体				<u>7,420円</u>	60,000円	12歳以上				火葬料 1 体				<u>6,750円</u>	60,000円	12歳以上			
				<u>4,940円</u>	30,000円	12歳未満								<u>4,500円</u>	30,000円	12歳未満			
				<u>2,470円</u>	15,000円	死産児								<u>2,250円</u>	15,000円	死産児			
遺体保管料 1 体 1 日				1,500円	4,500円					遺体保管料 1 体 1 日				1,500円	4,500円				
休憩室使用料 1 回	かわさき南部斎苑	A		<u>6,600円</u>	<u>19,800円</u>	50人用				休憩室使用料 1 回	かわさき南部斎苑	A		<u>6,000円</u>	<u>18,000円</u>	50人用			
		B		<u>2,640円</u>	<u>7,920円</u>	20人用						B		<u>2,400円</u>	<u>7,200円</u>	20人用			
斎場使用料 1 回	かわさき北部斎苑	A		<u>6,600円</u>	<u>19,800円</u>	50人用				斎場使用料 1 回	かわさき北部斎苑	A		<u>6,000円</u>	<u>18,000円</u>	50人用			
		B		<u>3,300円</u>	<u>9,900円</u>	25人用						B		<u>3,000円</u>	<u>9,000円</u>	25人用			
斎場使用料 1 回	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	<u>99,000円</u>	<u>297,000円</u>	200人用				斎場使用料 1 回	かわさき南部斎苑	A	区画しない場合	<u>90,000円</u>	<u>270,000円</u>	200人用			
			区画する場合	<u>49,500円</u>	<u>148,500円</u>	100人用							区画する場合	<u>45,000円</u>	<u>135,000円</u>	100人用			
		B	区画しない場合	<u>49,500円</u>	<u>148,500円</u>	100人用						B	区画しない場合	<u>45,000円</u>	<u>135,000円</u>	100人用			
			区画する場合	<u>24,750円</u>	<u>74,250円</u>	50人用							区画する場合	<u>22,500円</u>	<u>67,500円</u>	50人用			
(1) 通夜及び告別式をもって 1 回とする。										(1) 通夜及び告別式をもって 1 回とする。									
(2) 通夜又は告別式のみに										(2) 通夜又は告別式のみに									

改正後										改正前									
		C		<u>24,750円</u>	<u>74,250円</u>	50人用	使用する 場合の使 用料につ いては、 それぞ れの額の2 分の1の 額とす る。			C		<u>22,500円</u>	<u>67,500円</u>	50人用	使用する 場合の使 用料につ いては、 それぞ れの額の2 分の1の 額とす る。				
		A		<u>99,000円</u>	<u>297,000円</u>	200人用				A		<u>90,000円</u>	<u>270,000円</u>	200人用					
		B		<u>49,500円</u>	<u>148,500円</u>	100人用				B		<u>45,000円</u>	<u>135,000円</u>	100人用					
		C	区画しな い場合	<u>24,750円</u>	<u>74,250円</u>	50人用				C	区画しな い場合	<u>22,500円</u>	<u>67,500円</u>	50人用					
			区画する 場合	<u>12,370円</u>	<u>37,120円</u>	25人用					区画する 場合	<u>11,250円</u>	<u>33,750円</u>	25人用					
備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。										備考 市内居住者に係る使用料は、死亡者にあつては死亡時の住所が、死産児にあつては分べん時の父又は母の住所が本市の区域内にある場合に適用し、市外居住者に係る使用料は、その他の場合に適用する。									